

指定管理候補者の選定結果について

沖縄県が設置している下記の「公の施設」について、下記のとおり指定管理候補者を選定しました。

なお、指定管理者の指定については、県議会での議決を経た後に行うこととなります。

記

1 対象施設

- (1)施設名称 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区
- (2)施設の概要 企業立地の促進を図り、もって県内における産業の振興及び貿易の振興に資する。
- (3)設置場所 那覇市鏡水崎原地先

2 選定方法

(1) 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会

[構成員]

- 会長 沖縄国際大学 経済学部教授 島袋伊津子
- 委員 大城税理士事務所 所長 大城逸子
- 委員 浦添商工会議所 中小企業部部長 新垣直美
- 委員 双日ロイヤルインフライトケイタリング株式会社 副部長 大島孝之

(2) 審査の経過

- 令和7年7月31日令和7年度第1回運用委員会(選定基準等の検討)
- 令和7年10月23日令和7年度第2回運用委員会(指定管理候補者の選定)

(3) 選定基準等

① 適格性審査

適格性審査の項目	配点
ア 経営は堅実であるか	20 点
イ 収支計画が適正であるか	5 点
ウ 職員配置計画が適正であるか	5 点
エ 類似施設等の管理実績があるか	10 点
合 計	40 点

② 事業計画審査

事業計画審査の項目		配点
1 管理運営の基本的な考え方に沿って適切に施設の維持管理がなされるものであること。		24 点
(1) 施設の管理運営を希望する理由について		
(2) 施設の維持管理方針について		
(3) 防災の取組又は災害等が発生した場合の対応について		
(4) 建築設備の維持管理について		
(5) 防犯・保安警備について		
(6) 清掃及び植栽管理について		
(7) 防火管理について		
(8) 駐車場管理について		
(9) 修繕業務の取組について		
(10) 現状変更に伴う工事等の調整について		
(11) 保税地域の管理について		
(12) 維持管理費節減の取組等、その他施設維持管理に関する提案事項について		
2 国際物流拠点産業集積地域那覇地区の効用を最大限に発揮させるための施設運営支援に関する取組がなされるものであること。		10 点
(1) 企業誘致活動及び集客の取組(広報等)支援について		
(2) 施設使用許可手続の支援について		
(3) 施設使用料徴収手続について(経理のチェック体制含む)		
(4) 入居企業事業支援に対する取組について		
(5) 入居企業の要望等の把握、意見の反映や業務改善への取組について		
3 施設管理を安定して行える物的及び人的能力を有するものであること。		10 点
(1) 施設及び利用者の安全確保に関する取組について(感染症等への対応含む)		
(2) 損害賠償責任保険等の加入について		
(3) 自己の業務内容の点検に関する取組について		
(4) 個人情報保護に対する取組について		
(5) 労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮に関する事項について		
4 その他指定管理者として十分な能力を有するものであること。		14 点
(1) 業務の理解度		
(2) 業務への取組意欲		
5 自主事業は施設の設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること。		2 点
自主事業の取組について		
合 計		60 点

3 選定結果

(1) 申請団体名

国際物流拠点那覇地区管理運営共同企業体

(2) 評価点数（各点数は委員4名の平均）

順位	団体名	適格性 審査	事業計画 審査	合計
第1位	国際物流拠点那覇地区管理運営共同企業体	32点	53点	85点

4 指定管理候補者

(1) 団体名：国際物流拠点那覇地区管理運営共同企業体

(2) 代表者名：株式会社沖縄ダイケン 代表取締役 山盛博文

(3) 住所：那覇市おもろまち一丁目1番12号

5 選定理由

審査の結果、経営は堅実であるかなどの適格性審査、適切に施設の維持管理が行えるかなどの事業計画の審査の評価の合計が、基準を満たすものであったため、国際物流拠点那覇地区管理運営共同企業体が沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の指定管理候補者に選定された。

6 指定期間(予定)

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで